

災害備蓄用保存食の取得について

南海トラフ巨大地震の想定避難所生活者に支給する災害備蓄用保存食を確保するため、次の災害備蓄用保存食を買い入れる。

1	物	件	アルファ化米（白飯）50食炊き出しタイプ	107,650食
			アルファ化米（五目飯）50食炊き出しタイプ	107,650食
			アルファ化米（白飯）個食タイプ	107,650食
			アルファ化米（五目飯）個食タイプ	107,600食
			アルファ化米（白粥）個食タイプ	72,550食
			ビスケット	244,400食
2	契約の相手方		大阪市浪速区桜川4丁目10番27号 株式会社 ミヨシ	
3	契約金額		75,307,860円	
4	納入期限		平成29年3月17日	

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

災害備蓄用保存食を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。